

## ＬＰガス備蓄の現況

令和元年 9 月  
石油流通課

1. 我が国の現行ＬＰガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく 民間備蓄 と、国家備蓄 の二本立てとなっている。
2. ＬＰガス民間備蓄は、昭和５６年度に石油備蓄法を改正して、ＬＰガス輸入業者に対して、年間輸入量の４０日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
3. ＬＰガス国家備蓄は、輸入量の５０日分程度に相当する量の備蓄を目標として国家備蓄基地５基地（七尾基地（石川県）、福島基地（長崎県）、神栖基地（茨城県）、波方基地（愛媛県）、倉敷基地（岡山県））での備蓄を実施している。

### ○ ＬＰガス備蓄の推移

（単位：千トン）

	民間備蓄		国家備蓄
	基準備蓄量	保有量（日数）	保有量（日数）
7月	1,113	1,550 (55.7)	1,396
8月	1,094	1,777 (65.0)	1,396
9月	1,086	2,034 (75.0)	1,396
10月	1,058	2,020 (76.4)	1,396
11月	1,075	1,868 (68.5)	1,396
12月	1,126	1,765 (62.7)	1,396
31年1月	1,128	1,694 (60.1)	1,396
2月	1,104	1,789 (64.8)	1,396
3月	1,111	1,410 (50.8)	1,396
4月	1,030	1,309 (50.8)	1,395
5月	1,063	1,442 (54.2)	1,395
6月	1,099	1,622 (59.0)	1,395
7月	1,066	1,725 (64.7)	1,395 (52.3)

※ 平成31年4月から国家備蓄保有量が減少している要因は、自然減等によるもの。